

FOR TOMORROW

しづや法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈法人会全国大会：千葉大会〉
〈税制改正要望全国大会〉

—令和5年度税制改正への提言まとまる!— —令和4年渋谷税務署納税表彰受彰者—

2022.12
No. **579**
令和4年

渋谷税務署からのお知らせ(確定申告等)——6
事業アラカルト(くみの広場・税務講習会・インボイスセミナー等)——8
私傷病休職制度における「疾病」と個人の「特性」の区別——10
和酒をめぐる／東京の小さなビルで醸すオール江戸・東京の酒——12
都税コーナー——14

法人会掲示板

12月・1月(2月)実施予定の主な事業について

- 12月2日 広報委員会
- 12月5日 正副会長監事会
- 12月5日 第3回理事会
- 12月7日 税について「書写、絵はがき、標語、作文」合同表彰式
- 12月15日 税務相談日
- 12月15日 租税教室：代々木山谷小学校（青年部会）
- 1月11日 新年賀詞交歓会
- 1月19日 税務相談日
- 1月24日 職場のメンタルヘルス対策セミナー

一般参加可能行事
地域・社会貢献活動



令和4年年末調整について！

一昨年より、大規模な「年末調整説明会」は行わないことになりましたが、国税庁のホームページから YouTube「国税庁動画チャンネル」若しくはインターネット番組「Web-TAX-TV」で年末調整についての動画をご覧ください。また、年調資料については、ダウンロードいただくか、渋谷税務署2階総合受付でご請求ください。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

◆申込先 東京法人会連合会

事業課：TEL 3357-0771

土・日・祝日を除く午前9時～午後4時

1. 申込みの際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先TEL・FAXをお知らせ下さい。
2. 申込み状況によってはお断りする場合もあります。

3. 申込み後、別途下記担当法律事務所に電話のうえ、相談日時等を打ち合わせて下さい。

※その際必ず『東京法人会連合会の法律相談』利用の旨を告げて下さい。

4. 相談日時は祝日を除く毎週月曜日から金曜日の午前10時・11時・午後2時・3時・4時

◆相談料 1時間まで無料 追加30分に付き：5,500円(税込) 実費支払い

◆相談資格 都内各法人会の会員企業および代表者等（同一法人：月1回まで）

◆相談内容 法律全般（相続等、会社業務以外の相談も可 近隣トラブル等は不可）

◆相談担当 成和パートナーズ法律事務所(新橋)

港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル501号室

TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

都営三田線：内幸町駅A3出口徒歩3分

JR：新橋駅烏森口徒歩7分

東京メトロ銀座線：虎ノ門駅1番出口徒歩5分

※法律相談所での相談となります。電話での相談はお受けしていません。

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和5年1月26日(木)

午後1時30分～3時30分

場所 渋谷区商工会館2F 大研修室

日時 令和5年2月21日(火)

午後1時30分～3時30分

場所 渋谷区商工会館2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

該当の会社には、葉書でご案内差し上げます
その他の方は渋谷法人会HPでご確認下さい

令和4年度 納税表彰者のご紹介

当会相談役 八木原 保氏が財務大臣納税表彰状を受表彰されました。

財務大臣納税表彰



八木原 保氏
(相談役)
㈱ジム



表彰状受彰 森 博明氏



式辞 渋谷税務署長 宮崎 和久氏

令和4年度渋谷税務署長納税表彰式が11月16日(水)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、約90名の参加者を前に税務行政運営に功労のあった方々が、受彰の栄に浴されました。

表彰状受彰：富澤龍雄氏、森博明氏、西村彰浩氏、川島利雄氏、前川佑子氏、松崎宏氏

感謝状受彰：海老澤希衣子氏、榊原一弘氏、秋元浩氏、屋代邦弘氏、松田泉美氏、鴻池奏氏

渋谷税務署長表彰状



富澤 龍雄氏
(理事)
㈲丸富商事不動産



森 博明氏
(理事)
㈱富士トラベル東京



西村 浩彰氏
(理事)
東急㈱



川島 利雄氏
(理事)
㈱カワシマ



前川 佑子氏
(女性部会副部会長)
㈱トーホークリーン



松崎 宏氏
(青年部会副部会長)
㈱高葉屋

渋谷税務署長感謝状



海老澤 希衣子氏
(理事)
㈱コムス



榊原 一弘氏
(理事)
㈱萬全社



秋元 浩氏
(理事)
㈱あきもと



屋代 邦弘氏
(源泉研究部会世話人)
小田急電鉄㈱



松田 泉美氏
(女性部会幹事)
坂崎彫刻工業㈱



鴻池 奏氏
(青年部会幹事)
㈲クワイエス

会長 長島祐司氏が東京都主税局税務功労者表彰、常任理事 飯島良臣氏が東京都渋谷都税事務所長感謝状を受表彰されました。

また、渋谷法人会青年部会が渋谷税務署長感謝状を受表彰しました。

東京都主税局長税務功労者表彰



長島 祐司氏
(会長)
長島梱包㈱



飯島 良臣氏
(常任理事)
(有)美津屋



渋谷税務署長感謝状受彰(租推校等) 公益社団法人渋谷法人会青年部会

正しい税知識を学ぼう

厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業の活性化に資する税制を！

法人会の「令和5年度税制改正に関する提言」が、9月27日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」「その他」などからなっている。

全法連では、全国70万を超える会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

○団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めたが、本来それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

○コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、相応の需要喚起を行うことも必要ではあり、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

◆国・地方における議員定数の大胆な削減による歳費の抑制／厳しい財政状況を踏まえ、国家公務員と地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制／特別会計と独立行政法人の無駄の削減／積極的な民間活力導入等。

4. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

○法人税率の軽減措置として中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長すべきである。

○中小企業の技術革新など経済活性化に資する措

置として、租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。
- ③中小企業等の設備投資支援措置として、中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

2. 事業承継税制の拡充

○事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。また、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

○取引相場のない株式の評価の見直しを求める。

3. 消費税への対応

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとはいえない。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

○インボイス制度を実施するのであれば、国は事

業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

○インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

IV 震災復興等

○これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

○近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V その他

○欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<https://www.zenokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

渋谷税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒150-8333 渋谷区宇田川町 1-10 渋谷地方合同庁舎 Tel. 03 (3463) 9181 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が 便利 !

～申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホで e-Tax !



e-Tax なら早期還付されます !



←スマホはこちら

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所在地	時 間
2月1日(水)	上原社会教育館 2階 大・中学習室	渋谷区上原3-13-8	【午前】9時30分～ 11時30分
2月3日(金)・6日(月)	恵比寿社会教育館 地下1階 第2体育室	渋谷区恵比寿2-27-18	【午後】1時～ 3時30分
2月8日(水)・9日(木) 10日(金)・14日(火)	幡ヶ谷区民会館 1階 集会場	渋谷区幡ヶ谷3-4-1	※ 事前申込をお願いします。

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。

ただし、①土地、建物、株式などの譲渡所得や配当所得及び退職所得がある場合、②所得金額が高額な場合、③相談内容が複雑な場合、④税理士に依頼している場合は対象となりませんのでご注意ください。

○ 申告書等の提出のみの場合は、東京国税局業務センター渋谷分室へ郵送するか、渋谷税務署窓口で直接お持ちください。

○ 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。

○ オンラインによる事前申込は、令和5年1月10日(火)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

○ 電話による事前申込は、令和5年1月10日(火)から可能となります。

【事前申込専用番号：03-6630-3719】

受付時間：平日午前9時から午後5時
オペレーターに「管轄の税務署」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

なお、事前申込専用番号以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。

また、電話が大変混み合う可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/shibuyazei/booking_pages#pageContent

この社会あなたの税がいきている

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の 申告書作成会場の開設について

～郵送での提出先は東京国税局業務センター渋谷分室です～

開設期間	会場	所在地	時間
令和5年2月16日(木) ～ 3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	ベルサール 渋谷ファースト	渋谷区東1-2-20 住友不動産 渋谷ファーストタワー2階	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から開始

- (注1) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。
(注2) 上記期間中、渋谷税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。
(注3) 会場には、駐車場及び駐輪場はありません。

- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、1月25日から2月15日までは渋谷税務署にて相談を受け付けております。
- 申告書等の提出のみの場合は、東京国税局業務センター渋谷分室へ郵送するか、渋谷税務署窓口に直接お持ちください。

【案内図】



オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

郵送での提出先



〒150-8060 渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎
東京国税局業務センター渋谷分室

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
 - ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
 - ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
 - 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト



法人会 事業 アラカルト

第38回法人会全国大会千葉大会に参加

—税制改正要望全国大会—

法人会では、毎年全国各地持ち回りで地方産業の活性化等のため、全国大会を開催している。2020年、2021年と新型コロナウイルスのため開催出来なかったが、今年は、政府による行動規制等も解除されたため、千葉大会を開催した。

この全国大会は、産業発展のためだけではなく、法人会としての主命題である税制についての『税制改正要望全国大会』も開催され、国に対しての税制改正への提言を決めている。



全国大会

合同税務講習会を開催

今年のブロック税務講習会のテーマだったが、コロナ禍のため会場等、ブロック別の開催が困難で開催できないブロックが多かったため、渋谷法人会館において10月16・26・31日の3日間、講習会を開催した。出席者は、3日間合計で52名。



税務講習会



長島会長挨拶



講師：肥海副署長



講師：花房管理運営部門
第一統括官



講師：三浦審理上席



講師：山田管理運営部門
第二統括官

消費税インボイスセミナーを開催

来年3月31日までに登録し、10月1日から実施される消費税インボイス制度についてのセミナーを10月25日・26日に開催した。

講師は、インボイス制度について、渋谷税務署法人課税第二部門：百武統括官から説明があり、続いて、管理運営部門：大濱総括上席調査官より、キャッシュレス納付についての説明があった。出席者は両日で、70名だった。



講師：大濱管理運営部門
総括上席



講師：百武法人課税
第2統括官



消費税インボイスセミナー

税を考える週間協賛事業 渋谷区くみの広場 (しづやフェスティバル2022)に参加

「税を考える週間」(11/11~11/17) 協賛行事の一環として、去る11月5日(土)、6日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係五団体の一員として、渋谷区くみ

電子納税、電子申告を活用しよう

んの広場（しゅやフェスティバル2022）に参加した。新型コロナウイルスの為令和2年、3年については渋谷区により、オンライン開催された為、参加は出来なかった。今年も規模を縮小し、ブースの位置も例年とかなり変更しての開催となった。



初日午前中こそ人出は今一つだったが、今年は両日も天気に恵まれ、3,000セット用意した税金クイズ、パンジーの鉢植えや子供たち向けに用意した風船、クリアファイル等も予定よりかなり早く捌けてしまった。



渋谷区く민의広場

ブロックだより

5つのブロックで税務講習会を開催！

法人会の各ブロックでは、例年税法改正についての講習会を、10～12月初旬にかけて開催している。新型コロナウイルスの感染者数も減ってきて、政府の行動制限も解除にはなったが、まだまだブロックごとの開催を回避



税制改正講師
三浦審理上席



インボイス講師
肥海副署長



キャッシュレス納付講師
永島法人第一統括官

するブロックが多く、第2・第6・第8・第9・第10ブロックのみでの開催となった。

内容は、令和4年度税制改正、消費税インボイス制度について、キャッシュレス納付について。講師は、税制改正が、三浦審理上席。インボイス制度が、肥海副署長。キャッシュレス納付が、永島法人第一統括官。

出席者は第8ブロック22名、第2ブロック32名。第6ブロックは35名、第10ブロック40名。第9ブロック65名だった。



税務講習会

部会だより

小学生“税の絵はがきコンクール” 受彰者作品を展示

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第11回税の絵はがきコンクール”で渋谷税務署長賞等の受賞作を、渋谷納税貯蓄連合会の“書写”“作文”、間税会主催の“税標語コンクール”の受賞作と一緒に11月10日から11月16日までの7日間、桜丘町の大和田ホール『ギャラリー大和田』に展示した。

また、受賞者には賞状と賞品、及び参加賞を各小学校に後日届けた。



絵はがき展示(ギャラリー大和田)

みんなの力で法人会を大きく育てよう

個人の「特性」の区別 私傷病休職制度における「疾病」と

1. はじめに

最近では、身体的に怪我をしたり、病気になった者だけでなく、メンタル不調者が私傷病休職制度の適用下で療養に専念した後に復職するケースも、ごく当たり前になってきました。

今回は、私傷病休職制度の対象となる業務外の「疾病」について考えてみたいと思います。

2. 療養を要する業務外の「疾病」とは

私傷病休職制度は、休職期間中、労働者の労務提供を免除することにより、治療ないし健康状態の回復の機会を付与することを目的とした制度であるため、療養を要する業務外の「疾病」というのは、療養によって回復見込みのある疾病が対象となっていると解されます。

この点、ある会社では、「適応障害」の診断を受けて休職中であった従業員について、会社としては、当該従業員が何らかの精神疾患による健康状態の悪化のため、業務の遂行に必要とされるコミュニケーション能力、社会性等を欠く状態となり、これを根本的な原因として上司の指示及び指導に従わないなど業務に支障を来す状態になったものであり、適応障害という医学上の病名ではなく、このような症状が休職理由であると判断していた事例がありました。

その後、当該従業員は、主治医から「適応障害」が寛解したとの診断を受けたため、会社に対して復職を求めたものの、会社としては、自身の能力発達の特性を受容できていないこと、意図することが伝わらず、双方向コミュニケーションが成立しない場面が多いこと、一般的な社会常識及び暗黙の了解に対する理解が乏しく、被害者意識が強く誤解が生じやすいこと、休職期間満了までの間、当該従業員が自己の障害ないし特性についての認識を欠いており、コミュニケーション能力、社会性の会得に真摯に取り組んでいないことなどの理由で復職を不可と判断しました。

このような事例で裁判所は、会社が主張する「業務の遂行に必要とされるコミュニケーション能力、社会性等を欠く状態」は、いずれも適応障害から生じる症状として説明可能なものであり、当該従業員の休職は、あくまで適応障害により発症した各症状（泣いて応答ができない、業務指示をきちんと理解できない、会話が成り立たない）を療養するためのものであり、当該従業員が入社当初から有していた特性、すなわち、職場内で馴染まず一人で行動することが多いことや上司の指示に従わず無届残業を繰り返す等の行動については、休職理由の直接の対象ではないと考えるべきであると判示しました（横浜地判令和3年12月23日）。

裁判所は、当該従業員の休職理由は、あくまで適応障害の症状、すなわち、会社における出来事に起因する主観的な苦悩と情緒障害の状態であり、人格構造や発達段階での特性に起因するコミュニケーション能力、社会性等の問題は、後者の特性の存在が前者の症状の発症に影響を与えることがあり得るとしても、相互に区別されるべきであり、後者の特性そのものを休職理由とすべきではないと整理したわけです。

3. 適応障害の症状とは区別される特性に起因する問題はどのように判断されるか

上記2で述べた裁判例のように、私傷病休職制度の適用上、適応障害の症状と人格構造や発達段階での特性に起因するコミュニケーション能力、社会性等の問題を区別して考えることになると、後者の特性に起因して生ずる職場不適合については、どのように対応していくべきであるのかという点が問題となります。

この点について、上記2の裁判例は、休職理由である適応障害から生じる症状とは区別されるべき本来の人格構造又は発達段階での特性を休職理由に含めてしまうことについて、これに反対する立場から、「休職理由に含まれない事由を理由としては、許されないというべきである。」と述べています。

裁判所は、人格構造や発達段階での特性に起因するコミュニケーション能力、社会性等の問題は、私傷病休職制度の下での休職理由にはならないと考えてはいますが、そうであるからといって、人格構造や発達段階での特性に起因して職場で様々な問題行動を起こす者をそのまま受け容れなければならないと考えているわけでもありません。もちろん、本来の人格構造又は発達段階での特性というのは様々であり、そのような特性を有する者が常に職場に馴染めないというものではありませんが、職場での問題行動をたびたび引き起こすような者に対しては、会社としても注意や指導を繰り返し、改善が見られない場合には、解雇を視野に入れた対応を行うことを否定しているものではないということになります。

4. 実務上の留意点

会社によっては、職場でたびたび問題行動を引き起こす者に対して、「その他、会社が必要と認めたとき」という休職事由にあてはめて休職を命ずることもありますが、このような対応については、上記2の裁判例の理解を前提にすると、そもそも休職理由が存在するのかどうかという問題をはらむことになります。ケースによっては、安易に休職を命ずるのではなく、業務改善のための注意・指導を繰り返し、本人と正面から向き合わなければならない場合もあると考えられるでしょう。



東京都・東京港醸造(株式会社若松)

東京都心の小さなビルで醸す オール江戸・東京の酒

和酒探訪家 池田 一郎

現在、東京23区内には酒蔵がいくつあるかご存じでしょうか？ 答えは1つ。それも平成23(2011)年に百年の時を経てよみがえった酒蔵です。その名は東京港醸造(とうきょうみなとじょうぞう)。場所は港区芝、お酒の名前は「江戸開城」と聞けば、さらに興味を引かれないでしょうか。

その前身は、江戸時代から続いた造り酒屋「若松屋」。かつて一帯には薩摩藩邸があり、若松屋は薩摩藩の出入り商人だったといえます。酒蔵には奥座敷があり、直接東京湾に通じる水路がありました。密会には格好の立地だったため、西郷隆盛や勝海舟ら多くの要人が頻繁に訪れ、「江戸無血開城」密談の場だったとも言われているそうです。

酒蔵が幕を閉じたのは明治42(1909)年。酒蔵を復活させた齊藤俊一さんは、若松屋7代目当主にあたります。そして平成18(2006)年、現社氏、東京港醸造株式会社社長でもある寺澤善実さんとの出会いが、再興をと考えていた齊藤さんの思いを実現に向かわせます。当時、寺澤さんは京都の大手酒造会社の社員として、同社がお台場に出店していたレストランに併設された15坪の小さな酒蔵、台場醸造所で醸造責任者を務めていました。そこに齊藤さんが「東京のビルで酒造りができないか」と持ちかけたのが始まりでした。

実際、東京港醸造がユニークなのは、都心のコンパクトな4階建てビル内で小規模な酒蔵として日本酒が造られていることにもあります。酒蔵としての面積は、わずか22坪。そこには確かな技術とともに、既存の慣習に縛られない寺澤さんならではの工夫やアイデアがたくさん詰まっています。お酒は基本、純米吟醸原酒。貯蔵タンクはなく、朝絞った日本酒をそのまま瓶に詰めるゆえのフレッシュさもあります。通年醸造で、1週間に1タンク、一升瓶で約300本分を次々に仕込んでいく。そのため「少量高品質」を念頭に、さまざまなトライをすることが可能となります。

たとえば、「せっかく東京の酒なので」と寺澤さんが語る『江戸開城 All Edo』や『江戸開城 ALL Tokyo』という地産地消のお酒。使用するのは東京産の酵母として明治31(1898)年に発見されて純粋培養されていた「yedo(えど)酵母」と、日比谷公園にいた蜂から採取された「tokyo酵母」。そして食米である東京のお米と東京の水を使い端正に醸されています。

寺澤さんが目指すのは「さわりなく飲み、味わいのあるお酒」。ひと口目のインパクトは特別でなくとも、飲み終わったときに余韻が残り、翌朝ふっと思い出すような味わいだといいます。蔵の物語を思い浮かべつつ、一度味わってみてはいかがでしょうか。

【筆者紹介】池田一郎(いけだ・いちろう) 編集者・ライター。和酒については、日本酒や焼酎から泡盛、ワイン、ビール、ウイスキーまで…ジャンルや飲み方を問わず愛好。蔵元やブルワリーめぐりを楽しんでいる。

令和4年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	芝信用金庫 恵比寿オフィス	大山 和希	広尾1-3-18	5422-7632	金融機関
1	個人会員	中村 豪志	東2-21-9	6821-3843	
3	M.STOCKs(株)	村田 徳雄	渋谷2-19-15	6427-9757	金融業
3	(株)ディーグラット	吉田 雅夫	渋谷1-3-18	5467-4786	製造業
6	(株)司馬	吉田 俊明			不動産・飲食・経営コンサル
11	合同会社まさのゆえん	更家真由美	神宮前6-23-4		カウンセリング業
11	ゆき(株)	呉 怡利	神宮前3-1-30		アパレル

令和4年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)DUCE	千田 香代	恵比寿1-8-7	6277-3336	サービス業(エステサロン経営等)
3	ユニエス(株)	齋藤 顕	渋谷3-6-2	6869-4750	ブランド、販売促進等の企画コンサルティング
4	いちアート(株)	久保田理恵	港区西麻布3-24-20	5413-3030	美術品公開オークション
11	(株)トライバングード	川西 正芳	神宮前6-23-4	6690-6460	IT通信業(デジタルコンテンツ企画制作)
区外	(株)ソケットテレビ	関 洋恒	中野区本町1-9-1	3372-3200	映像制作業

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

12・1月

『民法改正』

戦後大きく変わったものの一つが家族の形だ。戦前は「家制度」に支配されていた。1898年（明治31年）施行の旧民法は、戸主権、家督相続を根幹とし、女性は結婚すれば夫の家に入るものと定められていた。生まれた子の親権も父親が持ち、女性は準禁治産者扱いだった。

それが大きく変わったのは1947年（昭和22年）12月22日に公布された改正民法。「家制度」は廃止され、夫婦は対等のものとされた。姓も「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とある。家庭の民主化が進み、家を継ぐという意識は薄れた。

民法の改正が女性の暮らしの実際を変えた。しかし、今でも結婚に際し、多くの女性は夫の姓に変えている。家制度はなくなったが、意識の面ではまだまだ変わりきらないところがある。

『災害ボランティア』

台風、大雨、洪水、土砂崩れ、地震。各地で大きな災害が起こるたびに、多くの市民が救援に駆けつける姿は、今では

当たり前になった。そのきっかけとなったのは1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災だ。被災地には1年間に延べ138万人のボランティアが入り、「ボランティア元年」とも呼ばれた。

その後、法整備も進み、災害時には社会福祉協議会を中心にボランティアセンターを設けることが主流になった。だが、課題も残る。東日本大震災では「初心者ボランティアは現地に入るな」の声が広がり、思いとどまる人が多く出た。被災者と参加者をつなぐ「調整役」の不足からニーズがあるのに、支援を断るケースも頻発した。ボランティアは被害に苦しむ人の身近にいる。被災者の声に耳を傾け、施策につなげる姿勢が重要だ。



メールアドレスを登録しよう



～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和5年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和5年1月31日(火)

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。

申告の手引きや各様式のダウンロード、

Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①令和6年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の**1月31日までに**、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 手数料はかかりません。



振替納税を利用しよう

利用できるアプリ (令和5年1月1日時点)



注意事項 ■領収証書は発行されません。
 ■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
 ■バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
 主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

23区内に土地をお持ちの方へ 住宅用地の申告はお済みですか？(23区内)

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	○住宅を新築・増築した場合 ○住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○住宅を建て替える場合 ○家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申告期限	令和5年1月31日(火)



詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地班

主税局ホームページ
住宅用地の申告等について

しづや法人No.578
クロスワードパズル●解答

解答 ヒトメボレ

ヒ	ト	ミ	シ	リ	ア	ジ
ツ		チ	ヤ		ナ	イヤ
コ	ブ		シ	ヤ	レ	ン
シ	ン	ジ	ン		ソ	フ
	メ	ン		ゴ	メ	ン
カ	イ	ジ	ユ	ウ		トリ
タ		ヤ	ク		ク	ウ
キ	ジ		エ	ン	マ	シ

●当選者

しづや法人No.578の“クロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。ございました。

神宮前 上原様
 代々木 田中様
 代官山町 高山様
 宇田川町 宮川様
 道玄坂 小松様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

郵便はがき: 〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
 e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和4年12月27日(火)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

ナンバープレース
パズル

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が
一つずつ入ります。
 太線で囲まれた3×3のブロックにも、
 1～9までの数字が一つずつ入ります。
 A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8

A	B	C	D	E
2	4	3	2	9

問題

	5				A		9	
1	6			8				5
	B	8	2			4		
		4			2			
	3		C	7			1	
			8		D	3		
		3			1	6		
6				5		E	8	1
	4						2	

A	B	C	D	E



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員みなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員みなさまをお守りしてまいります。



DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京キャリアエージェント営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル14F)
TEL 03-5320-2561